

産業廃棄物処理施設の種類〔政令第7条〕

処理施設の種類			対象規模	備考
中間処理	1	汚泥の脱水施設	処理能力 10 m ³ /日 を超えるもの	
	2	汚泥の乾燥施設	天日乾燥以外	処理能力 10 m ³ /日 を超えるもの
			天日乾燥	処理能力 100 m ³ /日 を超えるもの
	3	汚泥の焼却施設	次のいずれかに該当するもの イ 処理能力 5 m ³ /日 を超えるもの ロ 処理能力 200 kg/時間 以上のもの ハ 火格子面積 2 m ² 以上のもの	PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く
	4	廃油の油水分離施設	処理能力 10 m ³ /日 を超えるもの	
	5	廃油の焼却施設	次のいずれかに該当するもの イ 処理能力 1 m ³ /日 を超えるもの ロ 処理能力 200 kg/時間 以上のもの ハ 火格子面積 2 m ² 以上のもの	廃 PCB 等を除く 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く
	6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力 50 m ³ /日 を超えるもの	中和槽を有するものであること 放流を目的とするものを除く
	7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力 5 t/日 を超えるもの	
	8	廃プラスチック類の焼却施設	次のいずれかに該当するもの (1) 処理能力 100 kg/日 を超えるもの (2) 火格子面積 2 m ² 以上のもの	PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く
	8の2	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力 5 t/日 を超えるもの	事業者が設置する移動式のものを除く
	9	政令別表第3の3に掲げる物質*又はダイキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	全 て の も の	
	10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	全 て の も の	
	11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	全 て の も の	
	11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	全 て の も の	
	12	廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の 焼却施設	全 て の も の	
	12の2	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設	全 て の も の	
	13	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	全 て の も の	
	13の2	産業廃棄物の焼却施設（上記3、5、8、12に掲げるものを除く）	次のいずれかに該当するもの (1) 処理能力 200 kg/時間 以上のもの (2) 火格子面積 2 m ² 以上のもの	
最終処分	14	イ. 遮断型 最終処分場	全 て の も の	政令第6条第1項第3号(1)から(5)まで及び第6条の5第1項第3号(1)から(6)までに掲げる特定の有害産業廃棄物
		ロ. 安定型 最終処分場	全 て の も の (水面埋立地を除く)	政令第6条第1項第3号イ(1)から(6)までに掲げる安定型産業廃棄物
		ハ. 管理型 最終処分場	全 て の も の	イ、ロ以外の産業廃棄物

*政令別表第3の3に掲げる物質：

水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シクロヘキサン、オキシベンゾフェノン、ベンゼン、セレン又はその化合物、有機砒素化合物、銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、弗化物、ベリリウム又はその化合物、クロム又はその化合物、ニッケル又はその化合物、パラジウム又はその化合物、フェノール類